

医薬品医療機器総合機構における救済業務関係業務方法書の変更（案）の概要

変更概要

特定フィブリノゲン及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）が今臨時国会で成立後公布日に即施行される予定であり、これに伴い、特別措置法に基づく給付金の支給等に関する業務を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）において実施することとなるため、所要の変更を行うものである。

変更内容

特別措置法に基づく給付金の支給等に関する業務を総合機構において実施するため、以下の項目を追加する。

- （ 1 ） 給付金の支給（第 3 5 条の 2 ）
- （ 2 ） 請求書の受理（第 3 5 条の 3 ）
- （ 3 ） 給付金の額の通知（第 3 5 条の 4 ）
- （ 4 ） 給付金支給台帳（第 3 5 条の 5 ）
- （ 5 ） 追加給付金の支給等（第 3 5 条の 6 ）
- （ 6 ） 損害賠償がされた場合等の調整（第 3 5 条の 7 ）
- （ 7 ） 不正利得の徴収（第 3 5 条の 8 ）
- （ 8 ） 特定救済拠出金の求め（第 3 5 条の 9 ）
- （ 9 ） 特定拠出金の額の通知（第 3 5 条の 1 0 ）
- （ 1 0 ） 特定救済拠出金の受入れ（第 3 5 条の 1 1 ）
- （ 1 1 ） 受入金台帳（第 3 5 条の 1 2 ）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書新旧対照表

新	旧
<p>(平成16年4月1日 厚生労働大臣 認可) (平成17年3月31日変更 厚生労働大臣 認可) (平成 年 月 日変更 厚生労働大臣 認可)</p>	<p>(平成16年4月1日 厚生労働大臣 認可) (平成17年3月31日変更 厚生労働大臣 認可)</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <p>第2章 副作用救済給付(第4条～第12条)</p> <p>第3章 感染救済給付(第13条)</p> <p>第4章 保健福祉事業(第14条)</p> <p>第5章 拋出金(第15条～第25条)</p> <p>第6章 保険契約(第26条)</p> <p>第7章 責任準備金(第27条)</p> <p>第8章 長期借入金(第28条)</p> <p>第9章 資金の融通(第29条)</p> <p>第10章 受託事業(第30条)</p> <p>第11章 貸付事業(第31条～第35条)</p> <p>第11章の2 給付金の支給等(第35条の2～第35条の12)</p> <p>第12章 業務委託基準(第36条)</p> <p>第13章 競争入札等の契約に関する基本的な事項(第37条)</p> <p>第14章 雑則(第38条、第39条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の行う業務のうち独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号。以下「機構法」という。)第15条第1項第1号及び第2号並びに同法附則第15条第1項、第17条第1項及び第18条第1項各号に規定する業務(以下「救済業務」という。)の方法を定め、その業務の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする</p> <p>(略)</p> <p>第11章の2 給付金の支給等</p> <p>(給付金の支給)</p> <p>第35条の2 機構は、機構法附則第18条第1項第1号の規定に基づき、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第 号。以下この章において「特別措置法」という。)第3条第1項の給付金(以下単に「給付金」という。)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <p>第2章 副作用救済給付(第4条～第12条)</p> <p>第3章 感染救済給付(第13条)</p> <p>第4章 保健福祉事業(第14条)</p> <p>第5章 拋出金(第15条～第25条)</p> <p>第6章 保険契約(第26条)</p> <p>第7章 責任準備金(第27条)</p> <p>第8章 長期借入金(第28条)</p> <p>第9章 資金の融通(第29条)</p> <p>第10章 受託事業(第30条)</p> <p>第11章 貸付事業(第31条～第35条)</p> <p>第12章 業務委託基準(第36条)</p> <p>第13章 競争入札等の契約に関する基本的な事項(第37条)</p> <p>第14章 雑則(第38条、第39条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の行う業務のうち独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号。以下「機構法」という。)第15条第1項第1号及び第2号並びに同法附則第15条第1項及び第17条第1項に規定する業務(以下「救済業務」という。)の方法を定め、その業務の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(略)</p>

の支給を行うものとする。

(請求書の受理)

第35条の3 機構は、給付金の支給を受けようとする者から請求書が提出されたときは、所要の書類が添付されていること等を確認し、これを受理するものとする。

(給付金の額の通知)

第35条の4 機構は、給付金を支給するに当たっては、請求者にその額を給付金支給通知書により通知するものとする。

(給付金支給台帳)

第35条の5 機構は、給付金支給台帳を備え、給付金の支給を受けている者ごとに支給を受けた給付金の額(特別措置法第6条各号に定める額をいう。)、支払期日等給付金の支給に関する記録を記載するものとする。

(追加給付金の支給等)

第35条の6 機構は、機構法附則第18条第1項第2号の規定に基づき、特別措置法第7条第1項の追加給付金(以下単に「追加給付金」という。)の支給を行うものとする。

2 第35条の3から第35条の5までの規定は、追加給付金の支給について準用する。この場合において、「給付金」とあるのは「追加給付金」と、「給付金支給通知書」とあるのは「追加給付金支給通知書」と、「額(特別措置法第6条各号に定める額をいう。)」とあるのは「額(特別措置法第10条に定める額をいう。)」と読み替えるものとする。

(損害賠償がされた場合等の調整)

第35条の7 機構は、給付金又は追加給付金(以下「給付金等」という。)の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国又は製造業者等(特別措置法第11条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)により損害のてん補がされた場合においては、その価額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。

(不正利得の徴収)

第35条の8 機構は、偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者がいるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(特定救済拠出金の求め)

第35条の9 機構は、特別措置法第17条第1項の規定に基づき、製造業者等に拠出金(以下「特定救済拠出金」という。)の拠出を求めるものとする。

(特定救済拠出金の額の通知)

第35条の10 機構は、特別措置法第17条第1項の規定に基づき特定救済拠出金の拠出を求めるに当たっては、製造業者等に対し、特別措置法第16条の基準に基づき決定される拠出金の額、納付すべき期限その他必要な事項を通知するものとする。

(特定救済拠出金の受入れ)

第35条の11 機構は、機構法附則第18条第1項第3号の規定に基づき、特別措置法第17条第2項の拠出金の受入れを行うものとする。

(受入金台帳)

第35条の12 機構は、特定救済拠出金の受入金台帳を備え、製造業者等ごとに特定救済拠出金の額、納付期日等特定救済拠出金の受入に関する記録を記載するものとする。

(略)

附 則

この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成 年 月 日から適用する。